

## 新行財政改革大綱策定にあたって

バブル経済崩壊後の地方自治体を取り巻く財政環境は極めて深刻な状況が続いている。本市においては関西国際空港建設を契機とし、遅れていた都市基盤整備などを積極的に進めてきた。この間、空港開港に伴い平成7年度から課税が本格化したことにより、市税収入は増加したものの、人件費や公債費等の義務的経費の増嵩などにより財政の硬直化が進み、本市の財政は、かつてない厳しい状況を迎えることとなった。

そして、社会経済情勢に顕著な回復のきざしが見出せず、平成9年度をピークに市税収入が減少する一方、義務的経費の増嵩が進行したため、平成11年度普通会計決算では1億1百万円の赤字となり、平成10年度に続いて2年連続の赤字となった。

本市では、すでに平成7年5月に「泉南市行財政改革推進本部」を設置、平成8年12月には「行財政改革大綱」を策定し、平成12年6月に示した「行財政改革報告書」のとおり、財源の確保や事務事業の見直し、及び職員数の削減や給与の見直しなどの改革を進め、一定の成果をあげてきたところであるが、本格的な構造改革には至らず、行政需要の拡大による経費の財源を、りんくうタウンからの空港関連税収に大きく期待していた本市にとって、行財政運営の抜本的かつ徹底的な見直しが急務である。

急激な高齢化社会の進行や市民の価値観・生活様式の多様化により、行政に対するニーズが質的にも量的にも拡大し、高度化・多様化が進んでいる。市民と行政が協働してまちづくりを行っていくためには、行政情報の提供や行政の透明性の確保に努め、市民の責任分野や市民と行政との役割分担を明確にしていくことが重要である。

不況の長期化等の影響を受けて本市の財政が悪化の一途をたどっている中、新しい時代に即応できる効率的で効果的な行財政運営と時代に合った適切な施策の早急な選択が求められている。

現在実施している施策が市民のニーズに沿ったものになっているか、予算が効果的に使われているか、効率的な行政システムであるかを点検し、内部的な努力を徹底しながら、市民や市議会の協力を得て、財政再建を果たしつつ、施策の再構築と時代の変化に的確に対応できる行財政システムを作り上げることが、新行財政改革大綱のめざすところである。

職員の給与や労働条件に関わる項目については、職員団体と協議を進め、職員団体の広い視野に立った理解と協力を求めながら、諸課題について積極的に取り組み、実効ある行財政改革を推進する。

行財政改革を「水・緑 夢あふれる生活創造都市 泉南」実現に向けての実行性を側面から支えるものと位置付け、改革の推進に全力をあげて取り組む。

## 第1部 基本方針

### 1. 基本的視点

#### (1) 効率的、効果的な行財政運営の確立

事務事業を整理合理化し、効率的な行財政運営を行い、質的にも量的にも拡大する行政需要に対応していかなければならない。そのためには、職員の適正配置、給与の適正化、民間委託、補助金などの見直し、公共施設の効率的・効果的な設置と管理運営などを推進していく。

#### (2) 健全な財政運営の確立

本市はかつてない深刻な財政危機に直面している。現在の財政運営をそのまま放置すれば、平成16年度末には、40億円を超える累積赤字が予測され、基金を最大限活用したとしても、財政再建に向けた緊急かつ抜本的な対策を講じない限り、財政再建準用団体に陥ることは避けられない状況となる。（「中期的財政収支見通し」参照）

すべての職員が今日の財政状況を十分認識し、市を挙げて財政危機の脱却や財政の健全化に向け、抜本的改革に取り組むことが急務であり、経常収支比率の改善を図ることなどにより、市民ニーズに応えられる財政構造への転換を図る。また、平成20年度前後に職員の定年退職者が大幅に増加することによる退職手当等、後年度の財政負担要因を見据えて、中長期にわたる財政の柔軟性や健全性を維持していけるよう、計画的な基金積立等による財源確保にも取り組んでいく必要がある。

### 2. 大綱の推進期間

平成13年度から平成15年度までの3ヵ年を基本とするが、中長期的な期間を要するものについては実施目標期間ごとに整理し、実施計画を策定した上で推進を図る。

### 3. 実施計画の策定

行財政改革大綱を着実に推進し実現を図るため、この大綱に基づく実施計画を策定する。また、進行管理を適切に行い、計画的に推進する。

### 4. 中期的財政展望

効率的な行財政の執行を可能にするためには、中長期的な視点に立った財政面での安定的、計画的な運営が不可欠であり、的確な財政見通しの下に施策を実施していく必要がある。そのため、平成11年度に中期的財政展望を策定したが、今後は内容の見直しを行いローリングを行っていく。

## 第2部 行財政改革の方策

### ・事務事業の見直しについて

#### 1. 事務事業の整理合理化

本市においては、市民生活の向上や都市機能の整備を図るべく、多くの施策に取り組み、積極的に各種事業を実施してきた。しかし近年の長期にわたる景気低迷等による厳しい財政運営を強いられる中で、今後のまちづくりにおける重点的な施策選択を行うためにも、既存の事務事業について整理合理化を行う必要がある。

限られた財源や人員を適切・有効に活用するため、市民の複雑・多様化する行政需要や新たな行政課題を的確に把握し、市として実施すべき施策の選択や重点化を行い、事務事業の見直しを行う。そのために、事務事業全般にわたり、最少の経費で最大の効果があがっているか、市が何を実施するのが適当であるか、市民に理解の得られる行政サービスであるかなど、効率性・妥当性・公平性の視点などから点検、整理を行い見直しを行う。

また、社会経済情勢の変化に適合しなくなっているもの、行政効果の低下しているものについては廃止・縮小を検討し、コスト意識の徹底のもと、思い切った経費節減を図り、より効率的な事業運営に努める。

さらに、新たなニーズに対しては、スクラップ・アンド・ビルドの観点を基本に、重要性や緊急性を踏まえ対応を検討する。

#### (1) 個人給付的事業について

個人に対する現金・現物の給付的な事業は、それぞれに受益者が存在し、一定の成果をあげてきた。しかし、少子・高齢化社会の進展や市民ニーズの変化・多様化に伴い、その効果や意義、これからも本当に必要な事業なのかどうかを再検討し、今後行政として何をすべきなのかを点検し、行政としての方向性について検討を行う。そして、今後目指すべき自立支援型社会を構築していくための事業への転換等、施策を再構築していく中で、個人給付的事業の見直しを図り、縮小していく。

また、同和対策の個人給付的事業は「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の平成9年3月末の期限切れに伴い、これまでも目的の達成度・効果・必要性を点検し、年次的に見直しを行ってきたが、平成14年3月末を目途に一般施策へ移行していく。

## (2) 事務事業評価システムの導入について

行政の評価と説明責任が地方自治における新しい流れになりつつあることを踏まえ、市民サービスの向上を基本にしながら、何を公共が行うべきか、受益の偏りはないか、費用対効果はどうか等の点検を行い、事務事業等の見直しを行うための、公平で客観的な基準に基づく、事務事業評価システムの導入について検討を行う。また、導入にあたっては普通建設事業をも評価対象にするなどの検討を行うとともに、サービスの受益者である市民に対しての説明責任を適正に果たすことを考慮し、また、一連の評価作業において、すべての職員が参加することにより、職員の仕事に対する意識を成果志向へと転換を図っていく。

## (3) イベントや各種行事の見直し

イベントや各種行事については、社会経済情勢の変化に伴う、その必要性・効果・市民の関心度等を精査し、市の役割について点検を行い、統合、縮小、内容変更等の見直しを行う。また各種行事等に伴う慣行的、儀礼的な記念品についても同様の観点から見直しを行う。

## 2. 規制緩和の推進、手続きの簡素化等

社会経済情勢の変化によって、その目的や有効性、積極的意義を喪失した規制や市民サービスの向上・事業の推進といった目的との均衡を著しく欠いた規制等について見直し、その緩和・廃止等の方策を講じる。

- (1) 申請事務書類の簡素化への見直しを行うとともに、市民が市へ提出する各種申請書類について、既に押印が省略されているものもあるが、この押印について業務に支障のないものは廃止する。
- (2) 居住環境整備を基本に、より活力ある街づくりを進めるため、開発指導要綱の見直しについて検討を行う。また、開発協力寄附金についても見直しを行う。

## 3. 補助金等の整理合理化

団体等に対する補助金等については、これまでも一律10%の削減等を行ってきた。補助金交付には、行政自らが実施するよりも効果的に事業の目的が達成できるという機能があり、公益を増進する目的に沿って適正に活用されるものであ

る。しかし、一度交付すると固定化したり、既得権化したり、さらには新規の補助金が追加されるなど、総額では増加する要因を含んでいる。そのため、意義、役割、必要性等について精査し、廃止・統合・縮小を図るとともに、新規の補助金を設ける場合には、終期を設定するなど、補助制度のあり方を見直し、その総額の抑制に努める。

補助金等見直し基準を策定する。

各種団体の運営助成を事業助成に切り替えていく。

新規の団体助成については育成型奨励補助とし、サンセット方式を導入する。

目的が達成されたもの、目的が不明確なものは廃止する。

対象事業が減少傾向にあるものは、終期を設定する。

他の施策で補われつつあるもの、他の収入をもって自立できるものは減額する。

団体として育成途上のもの、行政を補う補助効果の高いものは継続する。

#### 4. 民間委託等の推進

行政が責任を持って継続的に供給すべきサービスであっても、他の手法で行政責任が確保されるのであれば、サービスの直接の実施主体が市である必然性はなく、多様な選択肢があり、地域の企業や団体、市民等が行政サービスの担い手となることは十分考えられる。市民に対するサービスが殆ど同じで変わらないのであれば、「コストの高いシステム」から「よりコストの低いシステム」に切り替え、それによって新たな財源を生み出し、新たな市民サービスに的確に対応していくことができる。

今後は、行政責任の確保と行政の効率的運営に努めながら、市民サービスの維持・向上を前提として、民間との役割分担を図り、委託が望ましい業務については、積極的に外部委託を進める。

実施にあたっては、経費の削減、事務処理の効率化、行政サービスの質、行財政の簡素化等を検討し、活用を図る。

民間に委託可能な業務としては、以下の業務等が考えられるが、その他の事務事業についても、積極的かつ計画的な民間委託等の推進を図る必要がある。

し尿処理場運転管理業務

清掃課ごみ収集業務

保育所給食調理業務

保育所用務員、学校園校務員

水道部の宿日直業務

## . 公共工事関係

### 1. 建設事業の精査及びコストの抑制

普通建設事業については、緊急性、投資効果を勘案した事業の選択や事業内容、事業規模の精査、実施時期の再検討を行い、事業費の抑制を図る。

また、国においては公共工事のコスト縮減を図るため、平成9年4月に「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」が策定され、さらに平成12年9月には、「同新行動指針」が策定された。本市においても工事費の削減や公共工事の入札・契約手続きについては、平成12年1月から予定価格、最低制限価格の公表を行い、透明性・競争性の高い制度への改善として鋭意取り組んではいるが、厳しい財政状況のもとで、限られた財源を有効に活用し、効率的な公共工事の執行を図るため、国の新行動指針を参考に、コスト縮減対策行動計画を策定する。

また、入札制度の見直しとして、簡易な工事や資料等のみで内容把握の可能な工事については、適正な見積期間と質疑の受付期間を設けて業者に個別に通知し、現場説明会の廃止を行うことについて検討を行う。

普通建設事業の精査による事業費の抑制

(仮)泉南市公共工事コスト縮減に関する行動指針の策定

現場説明会の廃止など入札制度の見直し

## ・財政の健全化、経費の節減合理化

### 1. 歳入の確保や経費の節減等

#### (1) 市税収入の確保

市税は自主財源の中心をなし、安定的な財政基盤の確立と健全化のためには市税収入の向上を図る必要がある。また、財源を確保し、市民負担の公平性・平等性を確保する観点からも、市税徴収率及び市税収入の向上は、本市における緊急の課題であり、そのためには、徴収率の年間目標、事務処理計画などを設定し、臨戸徴収を強化するとともに、滞納の状況を的確に把握し、滞納者に対する差押えをも含め、取り組みを強化する必要がある。

また、市税の課税客体の完全な把握を行い、未調査家屋の調査及び課税等を強力に推し進める。さらに受益と負担の公平を図る観点から、各種申請書等への納税証明書添付の義務付けについて検討を行う。

また、りんくうタウンについては民間企業等、産業の本格的な集積が進まず、経済発展や市税収入の向上に寄与できていないのが現状であるため、今後とも大阪府との連携を強化しながら、企業誘致の積極的な展開を図る。

- ・市税収入の向上
- ・市税課税客体の完全把握
  - ・未調査家屋の調査及び課税
  - ・課税地目の見直し
  - ・償却資産申告方法の改善
  - ・許可申請・補助金申請など各種申請書等への納税証明書の添付

#### (2) 国民健康保険事業

国民健康保険事業については、保険税の徴収率の向上のため、目標を設定し、臨戸徴収の強化を図る。また、レセプト点検について民間委託の検討を行う。

#### (3) 受益者負担の適正化

使用料・手数料については、平成12年度から幼稚園保育料などの改正を行ったところであるが、長年据え置かれてきたものが多い。行政サービスは、基本的には市民の税金によって賄われることから、一般的なサービス以外に特定のサービスを受ける場合には、受益と負担の均衡を図ることや、公平性を保たなければならない。そのためには、受益及び負担の公平の観点に立って、国の徴収基準やコストを基に検討を加え、使用料・手数料などの見直しを行う。

また、今後の改定幅の増大を抑制し、市民生活に対する影響度を考慮するため、改定後概ね3ヶ年が経過したものについては改めて検討するなどのルール化を図り、必要な見直しを行う。

また、滞納額の縮減に努めるとともに、現在無料となっているサービスについても、受益者負担の原則に基づき有料化を検討する。

#### (4) 物件費の削減

市税収入の伸びが期待できないなど今後の厳しい経済状況等を考えた場合、経常的経費を抑制する必要がある、物件費については予算編成時においてシーリング枠の活用等により経費の削減に努める。

#### (5) 保有地の売却等

市有土地のより効率的な運用を図るとともに、将来的に利用見込のない土地については、売却を行う。

#### (6) 下水道事業特別会計への繰出し基準の設定

空港建設を契機とした都市基盤整備として、鋭意下水道事業の進捗を図ってきたところであり、雨水整備を先行させてきた経過から、使用料収入の増加もあまり見込めない状況ではあるが、効率的な事業の執行を図るとともに、経費の節減や収入の確保に努め、自治省の繰出し基準や他市の基準を参考に、一般会計からの繰出し基準の設定に向け検討を行う。

#### (7) 職員被服貸与方法の見直し

作業服については、一部職場を除き全庁的に規格を統一し、経費の削減を図る。また、事務服については貸与期間を3年から5年に延長を行ったが、今後とも事務服貸与のあり方について検討を行う。

#### (8) 選挙事務における人員配置のあり方などの見直し

選挙事務において、各投票所などの人員配置のあり方などを見直し、人件費の削減について検討を行う。

(9) 公用車の整備及び管理

職員による日常の点検、清掃等を徹底することにより、公用車の修繕料の抑制を図り、耐用年数を延長する。また、事務連絡や現場確認等のため、大半の公用車は各課で必要に応じ個々の運用となっているため、弾力的な運用調整に乏しく、公用車全体での稼働状況には非効率な面がある。このような状況を踏まえ、一般車両については集中管理とし、需要に応じた適切な調整により稼働状況の改善を図り、台数の削減を進める。

(10) 庁内物品の一元管理

各課で所有している備品等で全庁的に使用が可能なものについては、有効利用及び効率的利用を図るため、可能な範囲で共通使用を推進する。

(11) 道路照明などの節電

道路照明等の再調査を行い、防犯対策上支障のない箇所については、消灯を行い節電に努める。

(12) 庁舎清掃の見直し

庁舎などの清掃委託の見直しを行い、事務ごみの処理については職員自らが分別収集を行い、経費の削減とともに職員の意識改革を図る。

(13) 職員駐車場の有料化

職員駐車場は従前から庁舎内敷地を利用してきたが、市民の利便性向上のため限定車両の利用のみとするにあたり、土地開発公社保有地の有効利用も兼ねて、泉南中央公園予定地を職員駐車場として開放した。

受益者負担の原則に沿い、職員駐車場の有料化に向け、早期に検討を行う。

(14) 地方債の発行抑制及び低利借換え

財政圧迫の要因となる公債費の増加を抑制するため、事業の選択や緊急性・必要性を考慮し、発行額の上限を設定するなどの抑制策を講じるとともに、低利債への借換え等、関係機関への積極的な働きかけを行う。

また、縁故債の借入にあたっては、指定行以外の金融機関からの借入も含め、有利な利率等について具体的に検討を行う。

## ・組織・機構の活性化と人材関係

### 1. 組織・機構の簡素化、活性化

本市においては、これまでも新たな行政課題への対応や行政執行の効率性を高めることを目的に組織の再編や事務分掌の見直しを行ってきたが、結果として事務の細分化や縦割り行政の弊害を招く結果となったのも事実である。組織は、目的を達成するための手段であり、固定不変なものではなく、環境や状況に応じて見直しを行い、常に自己変革していく必要がある。市民から見てわかりやすい組織・機構の整備を進め、地方分権の時代に即応しうる政策形成能力や自治能力の向上に配慮しつつ、より簡素で効率的な機構の確立に向けた改革に取り組んでいく。また、複数の部署に関連する課題については、部課間の有機的連携を強化してその処理にあたる。

また、職員にあっては、新しい時代に対応した、多様な行政サービスを展開していくため、意識改革をはじめ資質の向上、能力開発に努める。

組織の簡素化、小規模組織の整理統合  
類似・重複事業の整理統合などによる組織の縮小  
道路・河川・下水道などの維持管理業務の連携強化  
指導主事の配置など教育委員会組織の見直し

### 2. 人材育成の推進

地方分権の時代的要請の中で自治体職員が今まで以上に幅広い視野と政策形成能力を身に付けることが求められており、昇任制度との連携を図りながら職員研修制度の充実を図る。

職員提案制度の見直しとして、政策形成から事務改善に至るまで、多種多様な内容について定期的に提案できる制度に改善し、優れたものは積極的に採用していく。また、自己申告制度の導入について検討を行い、計画的な人事異動により適材適所の配置を行う。

職員研修の充実  
職員提案制度の見直し  
自己申告制度の導入

### 3. 事務改善の推進

事務処理にあたっては、一般的な事務処理方法等については、だれもが即時に簡単に対応できるよう、事務処理の標準化・マニュアル化を進める。また、実状にそぐわない事務や形骸化している事務については、廃止あるいは整理統合を行う。

## ・定員管理及び給与の適正化

人件費は支出の中で大きな割合を占めるとともに、経常収支比率の悪化や財政硬直化の大きな要因となっており、職員の年齢構成の高齢化など今後も人件費の増大が予想され、総額としての人件費の削減を図る必要がある。そのために、組織・機構の再編、事務事業の見直し、OA化、民間活力の活用等を積極的に進め、計画的に職員数の削減に努める。また、平成20年度前後に職員退職の大幅な増加が見込まれ、これを補うための大幅な採用増ということのないよう、長期的視点に立った計画的な採用を行い、職員の年齢構成の適正化と人事の活性化を促す。

また、公務においても、社会全体における長期雇用の慣行を背景に、勤続・経験など年功を重視した処遇が行われてきた。しかしながら、行政をめぐる大きな環境の変化の下で、市民の理解を得ながら、変革の時代に求められる行政を推進していくためには、組織の活性化をめざし、人事管理全般の改革と併せ、職務と職責に応じた給与体系や、個人の能力・実績をより一層重視した給与体系を構築することが重要である。今後、国や他の地方自治体の動向も参考にしながら検討を進め、より一層給与の適正化に努める。

### 1. 適正な定員管理

本市の平成12年度当初における職員数は、類似団体と比較すると、部門により偏りがあるが相当数多く、財政圧迫の大きな要因になっているため、早期退職制度の充実などを図るとともに新規採用を極力抑制する。

また、今後の市民ニーズの多様化等に伴う行政需要に弾力的かつ的確に対応していくため、限られた人材を有効に活用する必要があり、長期的な視点に立った定員管理計画を策定し、定員の適正化を進める。

#### (1) 定員管理計画の策定

- ・ 組織・機構の再編、事務事業の見直し、OA化
- ・ 民間委託等の推進
- ・ 民間委託の推進と併せた、技能労務職の職種変更も含めた配置転換
- ・ 保育士のあり方を見直しや保育所の才児別定数の設定による職員数の抑制
- ・ 保育所看護婦の配置の見直し

などの視点に基づき定員の適正化計画を策定する。

## (2) 早期退職勧奨制度の導入

職員の偏った年齢構成の平準化、及び退職手当等の一時的な過度の財政負担の軽減を図るため、定年前早期退職者に対する特例を拡充する。

## 2. 給与の適正化

人件費は本市の歳出総額に占める割合が最も高く、義務的経費として財政運営に与える影響が大きいことから、平成12年度より3年間、一般職の給料2%削減、特別職等の給与10%削減、管理職手当10%削減など、一定の対応を実施してきた。

今後とも、給与制度及びその運用について、さらに適正化に努める。

### (1) 特殊勤務手当の適正化

特殊勤務手当は、著しく不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる勤務条件の調整的手当である。

本市においては、現在39種類の手当があるが、社会経済情勢の変化に伴う意識の変化や職場環境の変化、機器等の改良などにより特殊性が薄れてきているものもあるため、見直しを行う。

### (2) 時間外勤務手当の削減

時間外勤務手当については、勤務命令について管理者責任の徹底を図る。また、ノー残業デーの徹底や拡大を行うことにより時間外勤務時間の削減を図るとともに、職員の健康管理にも配慮した中で、週休日の勤務に対する振替休日制度を促進し、時間外勤務手当の削減を図る。

### (3) 高齢職員の昇給延伸及び昇給停止

高齢職員の昇給延伸及び停止時期について見直しを検討する。

### (4) 退職時の特別昇給制度の見直し

退職時の特別昇給基準の見直しを検討する。

## ・外郭団体関係

### 1. 土地開発公社の健全化

土地開発公社の保有する土地は、本市の行政課題達成のために先行取得した土地である。しかし、その保有量は本市の債務負担行為の適正な範囲を超えており、早急にその是正策を講じる必要がある。

しかし、財政状況悪化の影響などにより、先行取得用地の買戻しが進捗しない状況にある。このため、公社保有地に係る事業計画の総点検を行い、供用開始済用地の優先した買戻しや、事業用地についての計画的な買戻しを行う。

また、売却による保有量の圧縮のため、平成12年7月の公社理事会で、「長期保有地で事業化や他の事業用地として用途変更が望めない用地及び、道路用地等の買収に伴う事業用地以外の残地については、損金の処理が可能な範囲で速やかに売却に努める。ただし、現下の地価動向では、売却に伴う損金が多いため、今後の地価推移を十分勘案した上で、適宜一般公募による売却処分を行うことが望ましい。」との方針が出されたところであり、この趣旨に沿った取り組みを行う。

今日の低金利の時代においても、毎年多額の支払利息が必要となり、最近の金利動向ではますます増加することが予想されるため、保有量の圧縮や低金利での融資を活用することによる支払利息の低減など、抜本的な対策が必要である。

さらに、公社経営の安定化のため、保有地の有効利用による収益の確保のために民間への貸付の検討などを積極的に行っていく。

一方、今後の事業用地等の先行取得については、事業内容や買戻し等の事業実施時期が明確でかつ、公社保有期間が極力短期間の事業に限り、最小限度の取得にとどめ、債務負担行為の抑制に努める。

買戻しの計画を策定し、計画的な買戻しを行い、公社の健全化を図る。  
土地の処分や有効活用を図る。  
金利の低減を図る。

## 行政の情報化の推進や行政サービスの向上

### 1. 情報の共有化による業務改善や地域への情報提供

本市においては、本来組織で共有すべき情報までもが個人所有、すなわち個人の情報として、個人の経験などに委ねられている場合が多い。危機管理の面からも、組織的に情報を共有していくことは、業務を円滑に進めていく上からも必要かつ重要であり、今後情報の整理・共有化に努めていく。

また、近年の情報通信技術の飛躍的な発展を背景として、産業経済分野だけでなく、市民生活においても情報化が急速に浸透してきている。これらの成果を行政運営に活用し、市民サービスの向上に寄与することが求められている。

そのためには、行政内部の情報の広範な共有化と円滑な流通が不可欠であり、費用対効果に留意しつつ、情報の作成、流通、保存、利用等にわたる庁内LANなどのシステム構築について検討する。

また、行政の情報化に合わせ、その成果を市民が享受できるようIT(情報技術)講習会の実施など、地域の情報化にも取り組む。情報提供が市民参加行政の基本であることを認識し、今後、パソコンなどのメディアの普及を想定した情報提供について充実を図る。

また、行政事務の電子化等について、電子政府の実現に係る国の動向に留意しながら検討を行い、電子自治体の実現への取り組みを行う。

情報の整理・共有化による業務改善  
庁内LANの構築による情報の共有化や業務の簡素化  
市ホームページの充実など

### 2. 市民サービスの向上

市役所における届出、申請、相談等の窓口は、多くの市民に利用されており、こうした窓口でのサービス向上が求められていることから、事務の簡素化・効率化・わかりやすさ等のサービス向上を図る。

また、施設の開館時間などについても市民ニーズを把握した中で見直しの検討を行う。

水道料金、下水道使用料の郵便局やコンビニなど身近なところでの納付の検討  
住居表示付番確認事務の窓口一元化  
各種相談等の総合窓口の設置についての検討  
住民票自動交付機の出先機関等への設置についての検討  
市ホームページの充実に合わせ各種届出・申請用紙の配信  
行政窓口案内図等の受付での配布  
図書館の開館時間の見直し

## ・効果的・効率的な施設の設置と管理運営

公共施設は、貴重な地域資源の一つであるが、厳しい財政状況の中で、職員の人件費等を含めた管理運営費の軽減を図ることが、財政面からも求められており、既存施設の多面的な利用による有効活用を図りながら施設の管理に努める。また、これまで整備されてきた教育施設や公共施設の老朽化等に伴う課題や、市民ニーズへの対応や効率性、効果性の視点から施設の統廃合についての検討を行う。

なお、新たな施設整備に際しては、その計画構想段階から管理運営方法等を含め多面的な角度から検討する。

### 1. 施設の統廃合

社会情勢の変化に対応できる整理統合など、それぞれの役割・利用実態・地域性・効率性などを踏まえ、幼稚園・保育所の統廃合、中長期的には小中学校の統廃合について検討する。検討にあたっては、「教育問題審議会」の意見などを尊重するものとする。

### 2. 施設管理委託業務

施設の管理委託について、委託料の積算根拠を明確にするとともに、効率的な委託業務のあり方を検討する。

### 3. 施設管理のあり方

施設人件費が管理運営経費の大きな部分を占めている中で、利用状況等個々の施設の特性に配慮した、効率的な管理運営を行い、施設経営の重心を管理から事業へと移行させる。

### 4. 余裕教室等の活用

小学校などの余裕教室等を活用し、生涯学習・福祉等、各種行政需要への対応について検討する。

### 5. PFIの導入

公共と民間の適切な役割分担のもと、効率的な施設の設置・管理運営を行う方策の一つとして、各方面においてPFIの導入について、研究・調査、検討を行う。

## 6. その他

街路灯(防犯灯)の設置・管理について市民参加のまちづくりの観点からの見直し

市営プールのあり方、学校プールの一般開放についての見直し

共同浴場のあり方について検討

し尿処理場(双子川浄苑)施設のあり方について検討

## 公正で透明な行政の推進

行財政改革をはじめ、市政を運営していくうえで市民の理解と信頼が不可欠である。そのためには、公正で透明性のある開かれた市政が求められる。そこで、平成12年4月に施行した「情報公開条例」及び「個人情報保護条例」や平成13年4月に施行される「行政手続条例」の適正な運用を図るとともに、監査機能の充実等に努める。

### 1. 情報公開の推進等

市民が情報の公開を求める権利を明らかにすることにより、市民と行政の信頼関係の強化と市民参加を促進し、もって市政の健全な発展を図るため、情報公開制度の充実を図る。

また、個人情報保護制度は、個人の尊厳を擁護するために必要不可欠なものであり、行政が持っている個人情報に対する開示請求の権利を保障する一方、情報の収集、利用等を適正に行うことにより、個人の権利利益の侵害を防止するように努める。

#### (1) 市民情報公開コーナーの設置

情報公開を身近なものにするため、情報公開コーナーを設置する。

### 2. 行政手続法等

市が行う許可、行政指導や市に提出される届出について共通のルールを定め、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、本市でも平成6年に施行された行政手続法を受け、平成12年に行政手続条例を制定したところであり、平成13年4月から施行する。

今後、法や条例に基づき、市の事務について、各種事務手続きの透明性、公平性を確保するため、事務の処理基準や処理期間を明確にし、適正かつ効率的な事務処理に努める。

### 3. 市民提案制度の充実

市民提案制度の充実を図るため、テーマ毎に市民から提案を募集するなど、より効果的な方法により施策に反映する。

### 4. バランスシートの作成

財政状況の分析等の一つの手法として、企業会計的手法により、普通会計におけるバランスシートの作成を行う。

## . 広域行政の推進

市民の生活行動範囲は行政上の市域を越え広域化しており、今後さらに市域にとらわれない施策の重要性が増大すると考えられる。市単位で事務を処理するよりも近隣市町との協力関係の中で実施するほうが効果的・効率的なものについては共同化を推進し、市民サービスの向上に努める必要がある。

消防・防災・文化等のサービスは広域的な方がより効果的・効率的であり、施設の相互利用などを含め、今後広域行政の推進に向けての検討を行う。

また、市町村合併については、広域的視点に立ったまちづくりの展開や、行政サービスの拡大が可能になるなどのメリットが考えられるが、実施にあたっては市民、市議会の合意の形成や、関係市町などとの十分な協議を行いながら検討を行う。

## 第3部 行財政改革の実現に向けて

### 1. 行財政改革の推進にあたって

行財政改革の推進は、市長部局のみならず全庁に共通するものであり、各機関は横断的な連携を密にし、一体となって改革を推進する。

また、職員は行財政運営が市民の負担により賄われていることを認識し、最少の経費で最大の効果をあげるという基本に徹し、絶えず改善・改革する意識をもって取り組むものとする。

なお、この大綱に基づき実施計画を策定し、行財政改革を推進していくが、必要に応じ実施項目の追加及び変更を行う。

#### 1. 職員の意識改革

効率的で効果的な行政を執行する責任は、すべての職員に求められるものであり、行政の質的転換を図り、行財政改革を推進するために最も必要なことは、職員の意識改革である。地方分権が進む中で、職員一人ひとりが、市の置かれている厳しい財政状況を十分認識し、すべての職員が行財政改革を自らの問題として捉え、より一層の意識改革を図っていくことが何より必要である。

そのために、研修等を含めた人事制度の充実をはじめ、職員の意識改革を促す方策を実施していかなければならない。

#### 2. 行財政改革本部を軸とした改革の推進

市長を本部長とし、特別職・教育長及び部長級職員で構成する行財政改革推進本部を全庁的な意志統一の場とし、本部員のリーダーシップのもと行財政改革を推進する。

#### 3. 推進委員会の設置

行財政改革の推進状況を定期的に報告するとともに、意見や助言を今後の取組みに反映させるため、市民や各種団体を中心とする(仮)行財政改革推進委員会を設置する。

#### 4. 庁内横断的組織での対応

推進にあたっては必要に応じ、検討・調査等の庁内横断的なプロジェクトチームを編成し推進にあたる。

## 5. 市民・市議会・関係団体の理解と協力

本行財政改革の各方策を実施するにあたっては、市民や市議会の理解と協力を得ることや、職員の給与や勤務条件に関することについては職員組合など関係団体の理解と協力を得るように努める。

